

議案第58号

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年7月18日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年阿見町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律(令和5年法律第58号)の施行の日から施行する。

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

議案第 58 号説明資料

【改正の理由】

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）の一部が改正されたことに伴い，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について一部改正をするもの。

【改正内容】

(1) 認定こども園法第 3 条第 10 項の削除に伴う引用箇所の改正【第 15 条】

- ・ 認定こども園法第 3 条第 10 項が削除され，第 11 項から第 12 項までが 1 項ずつ繰り上がったため，第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改正するもの。